

# 宮崎県環境保全アドバイザー派遣事業実施要領

平成20年4月1日

環境森林部環境森林課

## (目的)

第1条 この要領は、宮崎県環境保全アドバイザー設置要綱（以下「要綱という。」）第13条の規定により、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

## (派遣対象等)

第2条 宮崎県環境情報センター長（以下「センター長」という。）は、市町村、民間団体、学校等の要請に基づき、宮崎県環境保全アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を派遣するものとする。

2 アドバイザーを派遣する対象は、市町村、民間団体、学校等が主催する環境問題に関する講演会、研修会及び講習会等（以下「研修会等」という。）で、原則として参加者は10名以上とする。ただし、営利目的の研修会等には派遣しない。

3 研修会等の時間は概ね2時間以内とする。

## (派遣手続等)

第3条 アドバイザーの派遣を希望する研修会等の主催者は、原則として開催予定日の1か月前までに、アドバイザー派遣申請書（様式第1号）により、センター長に申請するものとする。

2 センター長は、申請を適当と認めた場合は、派遣するアドバイザーを決定し、アドバイザー派遣依頼書（様式第2号）により、当該アドバイザーに研修会等での環境保全に関する知識の普及・啓発にかかる講師を依頼する。また、アドバイザーの派遣を決定したときは、アドバイザー派遣決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

3 主催者はアドバイザー派遣決定通知後に、アドバイザー派遣申請時と大幅に変更がある場合は、直ちにセンター長に報告するものとする。

## (実施報告)

第4条 申請者は、研修会等の終了後、原則として1週間以内にその結果を実施報告書（様式第4号）により、センター長に提出するものとする。

## (経費)

第5条 センター長は、予算の範囲内において、派遣の対象となったアドバイザーに対して謝金及び旅費を支給する。ただし、アドバイザーが公務員である場合は、原則として謝金の支給は行わない。

2 研修会等の告知・集客に関する経費は主催者の負担とする。

## (派遣回数)

第6条 アドバイザーの派遣は、原則として1主催者あたり年1回とする。ただし、受講対象者が違う場合にはこの限りではない。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

宮崎県環境保全アドバイザー派遣申請書

年 月 日

宮崎県環境情報センター長 殿

主催者住所 〒

〃 名称  
代表者氏名

宮崎県環境保全アドバイザー派遣事業実施要領第3条第1項により、アドバイザーの派遣を申請します。

研修会等名称		
派遣希望日時	第1希望	年 月 日 ( ) 時 分～ 時 分
	第2希望	年 月 日 ( ) 時 分～ 時 分
派遣希望場所	住所 会場名 電話番号	〒
参加対象者 及び予定人数		
テーマ 及び内容		
希望するアドバイザー氏名	第1希望	
	第2希望	
担当者氏名 及び連絡先	氏名： 電話： E-mail：	ファクシミリ：





様式第4号（第4条関係）

宮崎県環境保全アドバイザー派遣実施報告書

年 月 日

宮崎県環境情報センター長 殿

主催者住所

〃 名称

代表者氏名

年 月 日付けで決定通知のあった環境保全アドバイザー派遣の実施結果について、宮崎県環境保全アドバイザー派遣事業実施要領第4条により、次のとおり報告します。

研修会等名称	
実施日時	
実施場所	住所 会場名 電話番号
参加者数	
アドバイザー氏名	
研修会等の内容及び感想	

※配付資料がある場合は、添付してください。また、当日の写真をできるだけ添付してください。

※報告書は終了後、原則として1週間以内にご提出ください。